

岩手県告示第722号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成24年10月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人もりおかユースポート
 - (2) 代表者の氏名 山本恵未
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市
- 3 定款に記載された目的 この法人は、一般市民とくにニートと呼ばれる若年無業者やひきこもりなど自立や就業に困難を抱える若者たち、並びに社会参加に不安をもつ子どもたち及び家族を支えるために、相談事業や自立支援事業を行い、併せて社会的理解を広めるための啓蒙活動や、支援者を拡大するための学習研修事業を行うことによって、社会参加に不安を抱える人々の社会参加を促し、社会の活性化に寄与することを目的とする。